

別表4 許可申請書と添付書類一覧

様式番号	書類の名称	要否		申請区分							【要否欄】		
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	一般新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新	要...◎ 否...× 【申請区分欄】 ○...省略可能 △...変更がなければ省略可能 □...一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業許可を申請する場合を除き、省略可能 ◇...更新申請をする建設業に関しては省略可能
第1号	建設業許可申請書	◎	◎										摘要
別紙1	役員等の一覧表（注1）	◎	×										建設業法第5条第3号の役員等に該当する者を全員記載。個人の場合には提出不要
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎					-					従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	◎	◎	-	-	-	-						従たる営業所がない場合も提出
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	◎	◎										
別紙4	営業所技術者等一覧表	◎	◎										営業所一覧表の営業所の順に営業所技術者等を記載。
第2号	工事経歴書	◎	◎		○				○		◇		実績なしの場合「なし」と記入。追加の場合は追加業種分のみ。注文者及び工事名の記入に当たっては、個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		○				○				実績なしでも作成
第4号	使用人数	◎	◎		○				○				
第6号	誓約書	◎	◎										
-	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）	◎	◎										発行後3か月以内。役員、本人、法定代理人、令3条使用人全員分（株主等、顧問・相談役は不要）
-	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（注3）	◎	◎										同上
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎										証明者別に作成
別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎										
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎										
第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎										
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎						○		◇		
-	技術検定合格証明書等の資格証明書写し、監理技術者資格者証の写し（注4）	◎	◎						○		◇		監理技術者資格者証により営業所技術者等の要件を証明する場合には、資格証明書、卒業証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書の提出は不要。
第9号	実務経験証明書（必要に応じて卒業証明書を添付）（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第10号	指導監督の実務経験証明書（注4）	◎	◎						○		◇		証明者別に作成
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎										本店以外に営業所がない場合、支配人がいない場合は提出不要
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等の調書	◎	◎										別紙1に記入した役員等全員又は個人事業主、法定代理人について作成（ただし、経営である者の分は不要）。株主等、顧問・相談役は、賞罰欄及び確認欄への記載は不要。
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書	◎	◎										様式第11号で記入した者について作成（役員等を兼ねている者の分は不要）
-	定款	◎	×						○	△	○	△	変更事項の訂正がされていない場合は、会議事録の写しなど変更内容が分かるものを添付
第14号	株主（出資者）調書	◎	×						○	△	○	△	該当なければ「該当なし」と記入
第15、16、17、17の2、17の3号	財務諸表（法人用）（注5）	◎	×						○	○	○	○	新規設立で決算期末到来の場合は開始貸借対照表で可
第18、19号	財務諸表（個人用）	×	◎						○	○	○	○	新規開業で決算期末到来の場合は不要
-	商業登記をしている場合、登記事項証明書	◎	◎						○	△	○	△	発行後3か月以内（履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本）。組合等は理事等の名簿の写しも提出。個人は支配人を置いた場合のみ
-	個人（未成年者）であって、その法定代理人が法人である場合、その法定代理人の登記事項証明書	×	◎						○	△	○	△	発行後3か月以内
第20号	営業の沿革	◎	◎						○		○		
第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎						○	△	○	△	該当なければ「該当なし」と記入
-	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	◎	◎						○	○	○	○	事業税（県税）の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。新規設立（開業）で決算期末到来の場合は事業開始等申告書の写し、又は法人設立届出書。
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎						○	△	○	△	該当なければ「該当なし」と記入
	確認資料	◎	◎										別表5参照

(注1) 「業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）」のほか、「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」全員について記載してください。

上記後半部分については、「相談役」、「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。「株主等」という。）について記載してください。その他、役職の如何を問わず、取締役等と同等以上の支配力を有する者がある場合には、その者についても記載してください。

(注2) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）を提出してください（岩手県内では盛岡地方法務局本局で発行します（花巻支局などの支局、出張所では扱っていません）。郵送の場合は東京法務局へ請求してください）。法務局への申請用紙の証明事項欄には「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」にチェックを入れてください。外国籍の方にあつては国籍の記載された「登記されていないことの証明書」を取得してください。

※ 「登記されていないことの証明書」に代えて、「契約の締結及び履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」の提出でも可。

(注3) 様式第12号及び様式第13号の略歴書に記載した法人の役員、本人・法定代理人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人全員分について、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市区町村長の証明書（身分証明書）を提出してください（本籍地の市区町村で発行します）。外国籍の方にあつては不要です。

(注4) 「技術検定合格証明書等の資格証明書写し」、「卒業証明書」、「実務経験証明書（様式第9号）」、「指導監督的実務経験証明書（様式第10号）」は、営業所技術者等としての資格を有することを証明する資料として、該当する書類を提出してください。なお、監理技術者資格者証により証明する場合には、それらの提出は不要です。更新の場合は省略可能ですが、有効期間のある資格証明書の更新等があった場合、現在有効な資格証明書等の写しを提出してください。

(注5) 附属明細表（様式第17号の3）は、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が対象です。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

各々の申請書類の作成については、申請書の記載要項やこの手引きを参照の上作成してください。